

砥部町一般廃棄物処理業（ごみ収集運搬）の許可及び業務実施要領

平成20年6月1日

（趣旨）

第1条 この要領は、砥部町廃棄物の減量及び適正処理等に関する条例施行規則(平成17年砥部町規則第81号。以下「規則」という。)第7条第1項の規定による一般廃棄物処理業（ごみ収集運搬）の許可又は許可の更新の申請及び業務の実施について、必要な事項を定めるものとする。

（申請者の資格）

第2条 申請者は、次の各号のいずれにも適合していなければならない。

- (1) 廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号。以下「法」という。）第7条第5項第3号及び法施行規則第2条の2の規定に適合する法人又は個人。
- (2) 法第7条第5項第4号イからヌに該当しない法人又は個人。

（申請）

第3条 許可又は許可の更新を受けようとする者は、次に掲げる書類を規則第7条第1項に定める一般廃棄物処理業（許可・許可更新）申請書に添付し、町長に提出しなければならない。なお、証明書関係の有効期限は、申請日より3ヶ月以内とする。

(1) 事業所の付近見取り図（規則様式第4号添付書類その1）

- ア 土地、建物の登記事項証明書を添付すること。
- イ 借地、借家の場合は、契約書の写しを添付すること。

(2) 事業所として使用する施設の写真（規則様式第4号添付書類その2）

(3) 一般廃棄物処理業車両一覧表（規則様式第4号添付書類その3）

- ア 車検証の写しを添付すること。
- イ 借用の場合は、賃貸契約書の写しを添付すること。
- ウ 安全運転管理者設置義務のあるものは、任命書又は届出書の写しを添付すること。

(4) 使用する車両等の写真（規則様式第4号添付書類その4）

(5) 車両駐車場所の付近見取り図（規則様式第4号添付書類その5）

- ア 土地、建物の登記事項証明書を添付すること。
- イ 借地、借家の場合は、契約書の写しを添付すること。

(6) 車両駐車場所の写真（規則様式第4号添付書類その6）

(7) 一般廃棄物収集運搬受託（予定）事業所等一覧表（規則様式第4号添付書類その7）

(8) 収集、運搬、処分の方法等（予定）（規則様式第4号添付書類その8）

(9) 役員及び使用人名簿（規則様式第4号添付書類その9）

- ア 役員及び使用人全員の本籍地記載のある住民票の抄本及び登記されていないこ

との証明書を添付すること。

イ 使用人とは、法施行令第4条の7に規定する者をいう。

(10)一般廃棄物処理業従事者名簿（規則様式第4号添付書類その10）

ア 役員及び使用人を除く従事者を全員記載すること。

(11)株主又は出資者の名簿（規則様式第4号添付書類その11）

ア 発行済み株式総数の100分の5以上の株式を有する株主又は出資額の100分の5以上の額に相当する出資をしている場合には、その者すべてを記載すること。（個人に限らず、その他の団体も含む。）

イ 株主又は出資者全員の本籍地記載のある住民票の抄本及び登記されていないことの証明書を添付すること。

ウ 出資者が法人の場合は、法人登記簿謄本（履歴事項全部証明書）を添付すること。

2 その他必要なものとして、以下の書類を町長に提出しなければならない。

(1)申請者が法人の場合

ア 定款の写し

イ 法人登記簿謄本（履歴事項全部証明書）

ウ 法人町（市）民税の納税証明書。ただし非課税の場合は非課税証明書もしくは、申立書。

エ 産業廃棄物処理業の許可及び他市町一般廃棄物処理業の許可を受けている場合は、全ての許可証の写し

(2)申請者が個人の場合

ア 本籍地記載のある住民票の抄本

イ 町（市）県民税の納税証明書。ただし非課税の場合は非課税証明書もしくは、申立書。

ウ 登記されていないことの証明書

エ 産業廃棄物処理業の許可及び他市町一般廃棄物処理業の許可を受けている場合は、全ての許可証の写し

（許可業者の責務）

第4条 一般廃棄物処理業（ごみ収集運搬）の許可証の交付を受けた者（以下、「許可業者」という。）は、砥部町一般廃棄物処理業（ごみ収集運搬）許可条件（別記様式1）を遵守しなければならない。

2 法第7条第15項及び同法施行規則第2条の5に規定する帳簿に関する事項について、本町分を月別に集計し、実績の有無を問わず「一般廃棄物処理実績調査票」（別記様式2）を3ヶ月毎に町長に提出しなければならない。

3 前2項のほか、次の基準を遵守しなければならない。

(1)家庭系廃棄物の集積場所（以下「集積場所」という。）から一般廃棄物を収集しないこと。ただし、町長より委託された場合を除く。

(2)収集した一般廃棄物を集積場所に排出及び投棄しないこと。

(3)収集及び運搬は、申請書に記載した車両以外のものを使用しないこと。

(4) 従事者を常に監督及び指導し、従事者の資質の向上に努めること。

(事故等の報告)

第5条 許可業者は、交通事故等、事故ある時は、速やかに報告すること。

(その他)

第6条 この要領に定めるもののほか、必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この要領は、平成20年6月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

2 この要領は、平成27年11月13日から施行する。

砥部町一般廃棄物処理業許可条件（ごみ収集運搬）

砥部町が許可する一般廃棄物処理業者は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律、同法施行令、同法施行規則、砥部町廃棄物の減量及び適正処理等に関する条例、同施行規則及びその他関係法規を遵守し、次の条件を厳守しなければならない。

1. この許可条件にいう一般廃棄物は、し尿及び浄化槽汚泥を除く。
2. 従業員が廃棄物の処理及び清掃に関する法律等、関係法規、許可条件に違反しないよう監督、指導しなければならない。
3. 許可証を他人に譲渡し、または、業を下請けさせてはならない。
4. 許可なくして増車、廃車及び車種の変更をしてはならない。
5. 手数料を徴収したときは、領収書を発行しなければならない。
6. 汚水の出る恐れのある廃棄物を、収集、運搬及び積替・保管する場合は、適切な措置を講じなければならない。
7. 廃棄物を収集・運搬する際は、分別して行うよう努めなければならない。
8. 廃棄物を収集・運搬する際は、町外のごみと混載してはならない。
9. 廃棄物の町施設搬入に際し、排出元を処分申請書に記載しなければならない。
10. 収集した不燃性廃棄物（粗大ごみ含む）は、資源化を図らなければならない。
11. 一般廃棄物処理手数料（処分）の金額は、砥部町廃棄物の減量及び適正処理に関する条例、同施行規則に規定する額以内としなければならない。
12. 廃棄物の処理及び清掃に関する法律第 7 条第 15 項の規定による帳簿に関する事項について本町分を月別に集計し提出しなければならない。
13. 町内で収集した一般廃棄物は、町が定める処分先へ搬入しなければならない。
14. 町外で発生した一般廃棄物を町内に搬入してはならない。

別記様式 2

一般廃棄物処理実績調査票

1. 許可業者名 _____

2. 対象期間 平成 年 月 ～ 平成 年 月

3. 収集量

	収 集 量	美化センター搬入量
平成 年 月分	k g	k g
平成 年 月分	k g	k g
平成 年 月分	k g	k g

4. 一般廃棄物収集運搬契約事業所

追加事業所なし ・ 追加事業所あり（下表に記入してください。）

事業所名	廃棄物の種類

5. 許可申請内容の変更

なし ・ あり（変更届を提出してください。）